

令和6年度 事業計画

(公益区分と定款事業)

公益等 区分 定款 第4条	第1 建築物の 環境衛生の向上に 関する事業	第2 犯罪の防止・ 治安の維持、災害 の防止に関する事 業	第3 建築設備 機器の事故の防止 に関する事業	第4 普及啓発・活用の 事業	第5 収益等その他の 事業
	(公1)	(公2)	(公3)	(公4)	(共益・収益事業)
1 調査及び 研究の事業	1 実態調査研究	1 実態調査(注1) 2 見学会	1 調査研究 2 見学会 3 他地区協会情報 交換会		1 海外研修視察 2 要望活動
2 教育及び 訓練の事業	1 研修・講習会 2 参考書籍・研修 教科書の作成	1 講習会 2 参考書籍・研修 教科書の作成 3 法改正・関係資料 送付	1 研修・講習会 2 保全セミナー 3 参考書籍・講習会 資料の作成	1 労働安全研修・講習会 (注2)	1 労務関係講習 2 労務参考図書作成 3 経営研究セミナー 4 法改正・関係資料送付
3 育成の事業				1 相談事業 2 採用等支援事業 3 社会貢献事業 4 品質改善事業(注3) 5 労働安全衛生推進事業 (注4)	1 賃金・契約改定状況 周知 2 業界概括調査
4 普及啓発と 活用の事業				1 広報誌発行 2 業界・協会 PR 活動 3 協会ホームページ充実 4 こども絵画コンクール 5 ビルメンテナンスフェア TOKYO の開催	1 各種広報
5 その他目的達成に必要な事業	1 関係行政機関等 連絡 2 法改正・関係資料 送付 3 専門委員派遣	1 関係行政機関等 連絡 2 専門委員派遣	1 専門委員派遣		1 文化スポーツ親睦事業 2 防災対策 3 ビルメンテナンス会館 管理運営事業 4 広聴活動 5 新年賀詞交歓会 6 表彰事業 7 役員・委員の集い 8 福利厚生事業 9 名簿等作成 10 役員候補審査事項 11 協会周年事業

(注1)表中の公益等区分の内、第5収益等その他の事業として東京都から認定を受けているが、警備防災にかかる事業のため、便宜上第2の事業として記載している。

(注2)、(注4)表中の公益等区分の内、第1建築物の環境衛生の向上に関する事業及び第3建築設備機器の事故の防止に関する事業として東京都から認定を受けているが、第4普及啓発・活用の事業に総括して記載している。

(注3)表中の公益等区分の内、第1建築物の環境衛生の向上に関する事業、第2犯罪の防止・治安の維持、災害の防止に関する事業及び第3建築設備機器の事故の防止に関する事業として東京都から認定を受けているが、第4普及啓発・活用の事業に総括して記載している。

第1 建築物の環境衛生の向上に関する事業

【1 調査及び研究の事業】

1-1-1 実態調査研究の実施＜建築物衛生管理委員会＞

次の実態調査研究を実施する。

(1) 新たな床材のメンテナンスに関する調査 継続

進化する床材の清掃方法や管理状況を踏まえ、増加するノンワックス床材の特性等について、メーカーにヒアリングを行うとともに、品質が劣化してしまう誤ったメンテナンス方法などを調査し、報告書を作成する。

(2) 作業標示板用掲示物の作成 新規

清掃現場で使用している作業標示板について、使用状況に応じた適切な注意喚起を図るため、表示内容を変更できる掲示物を作成する。

【2 教育及び訓練の事業】

1-2-1 研修・講習会の実施＜建築物衛生管理委員会＞

清掃作業従事者の技能向上や人材育成及び新しい清掃技法や資機材紹介のため、次の講習会等を実施する。また、併せて講習会等で使用する資機材の整備等のほか、指導講師の育成等も実施する。

(1) 従事者研修

ア 清掃作業従事者研修 Aコース（認定職業訓練 1回 12時間） 拡大

年7回

イ 清掃作業従事者研修 Bコース（1回 7時間）

年2回

ウ 貯水槽清掃作業従事者研修

年1回

エ 建築物ねずみ等防除作業従事者研修

年1回

(2) 専門講習

年21回

(3) セミナー

年1回

(4) 研修資機材の整備

(5) 研修会講師の育成等

1-2-2 参考書籍・研修教科書の作成

次のテキスト作成等を行う。

『ビル清掃の基本と実務 総合テキスト』を増刷する。

＜建築物衛生管理委員会＞

【5 その他目的達成に必要な事業】

1-5-1 関係行政機関・関係団体との連絡

＜建築物衛生管理委員会、労務管理委員会、障がい者等自立支援委員会＞

関係諸法令の運用の解説等、講習会を充実させるため、東京都、一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り、情報交換・講師依頼等を進める。

1-5-2 法改正及び関係資料の送付＜建築物衛生管理委員会＞

法改正及び建管業務に関連した資料を会員に送付し、周知する。

1-5-3 専門委員の派遣＜建築物衛生管理委員会＞

関係団体等に専門委員を派遣し、業務の遂行に協力する。

第2 犯罪の防止・治安の維持、災害の防止に関する事業

【1 調査及び研究の事業】

2-1-1 実態調査の実施＜警備防災委員会＞

警備・防災業務において活用するため、業界従事者の労働環境等についてデータを収集し、「警備業務に関する実態調査」を実施する。(2 か年目) 継続

2-1-2 見学会の実施＜警備防災委員会＞

新しい知識を習得するために、最新の警備・防災施設及び設備機器等の見学会を実施する。

【2 教育及び訓練の事業】

2-2-1 講習会の実施＜警備防災委員会＞

警備員の知識・能力向上のため、次の講習会等を実施する。

法改正に伴う教育時間の減少や各社の社内教育化など受講者の継続的な減少に対応するため、各講習会の開催回数を適正化する。

その他、警備・防災業務に係る情報を周知するため、警視庁や東京消防庁、専門団体等から講師を招き、会員ニーズや業界動向を踏まえたテーマでセミナーを実施する。

併せて講習会等において必要となる資機材の整備等のほか、指導講師の育成等も実施する。

- | | | |
|-------------------------------|--|--------|
| (1) 新任警備員教育（認定職業訓練 1 回 21 時間） | 縮小 | 年 18 回 |
| (2) 現任警備員基本教育（1 回 4 時間） | 縮小 | 年 15 回 |
| (3) 現任警備員業務別教育（1 号）（1 回 6 時間） | 縮小 | 年 15 回 |
| (4) 現任警備員業務別教育（2 号）（1 回 6 時間） | 縮小 | 年 2 回 |
| (5) 専門講習 | 縮小 | 年 3 回 |
| (6) 警備防災関連セミナー | | |
| (7) 研修資機材の整備 | | |
| (8) 研修会講師の育成等 | | |

2-2-2 参考書籍・研修教科書の作成＜警備防災委員会＞

今年度は計画しない。

2-2-3 法改正及び関係資料の送付＜警備防災委員会＞

法改正及び警備業務に関連した資料を会員に送付し、周知する。

【5 その他目的達成に必要な事業】

2-5-1 関係行政機関・関連団体との連絡協調＜警備防災委員会＞

警備・防災業務の適正な推進を図るため、警視庁、東京消防庁等の行政機関並びに一般社団法人東京都警備業協会及び公益財団法人東京防災救急協会等の関連団体と緊密な連絡をとり、情報交換を行う。

2-5-2 専門委員の派遣＜警備防災委員会＞

公益財団法人東京防災救急協会に評議員及び委員を派遣し、関係業務の遂行に協力する。

第3 建築設備機器の事故の防止に関する事業

【1 調査及び研究の事業】

3-1-1 調査研究の実施＜建築物施設保全委員会＞

次の調査研究を実施する。

(1) 省エネの取り組み事例の調査研究 新規

エネルギーの効率化や削減をはかる際に活用できるようにメーカーや業界各社の省エネへの取り組み事例について調査し、報告書を作成する。

(2) 管理物件の設備修繕時期の調査研究 新規

給排水管、電気設備等の修繕時期の特定に活用できるように検査や診断する技術について調査し、報告書を作成する。

3-1-2 見学会の実施＜建築物施設保全委員会＞

設備管理技術向上のため、新しいビルや大型施設等の見学会を実施する。

3-1-3 他地区ビルメンテナンス協会との情報交換会の実施

＜建築物施設保全委員会＞

設備管理の課題を相互に出し合い、解決策を検討するために、一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会との情報交換会を実施する。

【2 教育及び訓練の事業】

3-2-1 研修・講習会の実施＜建築物施設保全委員会＞

設備員の技能向上、人材育成を図るため、次の講習会を実施する。

また、円滑な講習会運営のため、研修動画の作成、講習会等において必要

となる資機材の整備等のほか、指導講師の育成等も実施する。

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1) 設備管理の基礎 新人教育（認定職業訓練 1回5日間） | 年2回 |
| (2) 法定講習・電気取扱者安全衛生特別教育 | 年5回 |
| (3) 専門講習 拡大 | 年41回 |
| (4) 研修資機材の整備 | |
| (5) 研修会講師の育成等 | |

3-2-2 保全セミナーの開催＜建築物施設保全委員会＞

新しい知識をビル設備管理業務に活かすため、セミナーを実施する。

年2回

3-2-3 参考書籍・講習会資料の作成＜建築物施設保全委員会＞

次のテキストを作成する。

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| (1) 『設備管理責任者のための Q&A』の改訂（2か年目） | 継続 |
| (2) 『ビル設備管理テキスト（初級編）』の改訂（3か年で実施、2か年目） | 継続 |
| (3) 『ビル設備管理テキスト（中級編）』の増刷 | |

【5 その他目的達成に必要な事業】

3-5-1 専門委員の派遣＜建築物施設保全委員会＞

関連団体に専門委員を派遣し、業務の遂行に協力する。

第4 普及啓発・活用の事業

【2 教育及び訓練の事業】

4-2-1 労働安全研修・講習会の実施＜労務管理委員会＞

ビルメンテナンス業の労働安全衛生向上のために、各種講習会を実施する。

- | | | |
|----------------------|-----------|-----|
| (1) 危険予知訓練（KYT）講習 | 縮小 | 年3回 |
| (2) リスクアセスメント講習 | 縮小 | 年2回 |
| (3) 安全管理者選任時講習 | | 年1回 |
| (4) 衛生管理者試験対策講習 | | 年1回 |
| (5) 労働安全衛生関係講習会・セミナー | | 年2回 |

【3 育成の事業】

4-3-1 相談事業の実施＜広報委員会＞

ビルメンテナンス業務に関連した経営上の多様な問題解決に資するため、労務管理、経営、法律、品質改善活動等の相談を受け付け、専門家によるアドバイス等を行う。

4-3-2 採用等支援事業の実施＜広報委員会＞

ビルメンテナンス業界の喫緊の課題である人材確保と育成・定着支援、雇用環境整備支援として、次の事業を実施する。

- (1) 各種セミナーの実施
- (2) 業界特化型求人サイトの運営

4-3-3 社会貢献事業＜障がい者等自立支援委員会＞

次の事業を実施する。

＜障がい者就労支援事業＞

- (1) 障がい児（者）に対する自立支援事業

ビルクリーニング技術を通して生徒・児童の自立を支援するため、都内各特別支援学校を訪問し、児童、生徒に対する指導研修等を実施する。

縮小 年 32 回

- (2) 研修・講習会の実施

障がい者の清掃技能及び指導者の指導力向上のため、次の研修等を実施する。また、併せて講習会等で使用する資機材の整備等のほか、指導講師の育成等も実施する。

ア 障がい者清掃作業指導員コース（認定職業訓練 1 回 12 時間）

イ よくわかる清掃講習 縮小 年 3 回

ウ 研修資機材の整備

エ 研修会講師の育成等

- (3) セミナーの開催

障がい者雇用促進のためのセミナー等を実施する。 拡大 年 6 回

＜障がい者就労支援派遣事業＞

東京都教育庁主催の知的障害特別支援学校生徒を対象とした清掃技能検定への協力東京都からの依頼を受け、清掃技能検定・教員研修等に委員を派遣する。 縮小 年 15 回

4-3-4 品質改善事業の実施＜経営研究委員会＞

ビルメンテナンス業務における品質管理の徹底と品質改善活動の意欲向上を図り、ビルメンテナンス業の発展を促進するために、次の事業を実施する。

- (1) 品質管理に関する各種講習会
- (2) 品質改善フォーラム（勉強会）
- (3) その他普及啓発活動

4-3-5 労働安全衛生の推進事業の実施＜労務管理委員会＞

労働安全衛生意識の向上、関係情報の提供等を図るために、次の事業を実施する。

- (1) 労働安全衛生大会の開催
- (2) 労働災害・無災害企業の募集及び表彰
- (3) 労働安全衛生標語の募集及び表彰
- (4) ヒヤリ・ハット活動報告の募集及び表彰
- (5) 労働安全講師の派遣 縮小

年 8 回

【4 普及啓発と活用の事業】

4-4-1 広報誌の発行＜広報委員会＞

ビルメンテナンスに関連した情報発信のために、次の情報を掲載した広報誌「ネットワーク東京」を発行する。

- (1) 清掃・警備・設備管理等に関する技術・業務・法令等の情報
- (2) 各種セミナー、社会貢献活動等協会事業に関する情報
- (3) ビルメンテナンスの経営・労務・安全等に関する情報
- (4) 総会・理事会・各委員会活動に関する情報等

4-4-2 社会への業界・協会 PR 活動の実施＜広報委員会＞

業界・協会活動を広く社会に PR する活動を実施する。また、マスコミ対応や情報提供等を実施する。

4-4-3 協会ホームページの充実等＜広報委員会＞

ビルメンテナンスに関する情報を広く社会に PR するため、協会ホームページの更新、メールマガジンの配信を実施する。

4-4-4 こども絵画コンクールの実施＜広報委員会＞

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会主催のビルメンテナンスこども絵画コンクールに合わせ、東京地区の応募作品から優秀作品を選び顕彰する。

4-4-5 ビルメンテナンスフェア TOKYO の開催＜ビルメンテナンスフェア実行委員会＞

隔年

ビルメンテナンス業界の社会への PR のため、隔年でビルメンテナンスフェアを開催している。当年度はビルメンテナンスフェア TOKYO2024 として、東京都立産業貿易センター浜松町館において開催する。

第5 収益等その他の事業 <共益事業・収益事業>

【1 調査及び研究の事業】

5-1-1 海外研修視察の実施<総務委員会> 隔年

欧州・北米等におけるビルメンテナンス業の実態視察を目的として参加を募り、海外研修視察を実施する。隔年事業であり、今年度は計画しない。

5-1-2 要望活動の実施<経営研究委員会>

建築物の適切な維持管理と健全なビルメンテナンス業の育成を図る観点から、東京都等に対して要望活動を実施する。

【2 教育及び訓練の事業】

5-2-1 労務関係講習の実施<労務管理委員会>

ビルメンテナンス業の労務管理の向上、各種労働問題の解決のため、講習会、セミナー、意見交換会等を実施する。年2回

5-2-2 労務参考図書の作成<労務管理委員会>

業界の共通課題や労務管理業務に関連したハンドブック、リーフレット等を作成する。

5-2-3 経営研究セミナーの実施<経営研究委員会>

知識の普及や業界の経営改革を先取りした、会社経営に役立つセミナーを実施する。

5-2-4 法改正及び関係資料の送付<労務管理委員会>

法改正及び労務管理業務に関連した資料を会員に送付し、周知する。

【3 育成の事業】

5-3-1 賃金・契約改定状況の周知<経営研究委員会>

都内における最低賃金の上昇、契約改定率等に関するリーフレットを適宜作成し、周知する。

5-3-2 業界概括調査の実施<経営研究委員会>

都内ビルメンテナンス会社の動向等調査を適宜行い、今後の協会事業の参考にする。

【4 普及啓発と活用の事業】

5-4-1 各種広報の実施<広報委員会>

協会諸事業の周知を図るために、定期便の発送や記者発表等を実施する。その他、非会員企業への入会促進事業を実施する。

【5 その他目的達成に必要な事業】

5-5-1 文化スポーツ親睦事業の実施＜厚生委員会＞

会員従業員の健全な心身の鍛練に資し、相互の同好者により親睦を図るために、以下の事業を実施する。

- | | |
|--|-----|
| (1) 野球大会 | 年1回 |
| (2) ゴルフ大会 | 年1回 |
| (3) ボウリング大会 | 年1回 |
| (4) 東京都交響楽団演奏会招待 | 年4回 |
| (5) 都立動物園等招待 | 年1回 |
| (6) ランチクルーズ補助 新規 | 年1回 |
| (7) 観劇観覧補助 | 適宜 |

5-5-2 防災対策の実施＜財務委員会＞

首都直下型地震等による災害に備え、館内従事者や受講者のための防災用品や食料備蓄の充実を図る。

5-5-3 ビルメンテナンス会館管理運営に関する事業の実施＜財務委員会＞

- (1) ビルメンテナンス会館貸室の管理運営
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会、一般財団法人建築物管理訓練センター及び全国ビルメンテナンス政治連盟に賃貸する。
- (2) ビルメンテナンス会館の会議室の利用の促進
広報誌等に会議室料金表を掲載し、利用の促進を図る。
- (3) ビルメンテナンス会館の適正な保全・管理運営
次の点に留意し、適正な保全・管理運営に努める。
- ア 会館管理連絡会（当協会・公益社団法人全国ビルメンテナンス協会・一般財団法人建築管理訓練センターの事務レベル連絡会）の開催による情報の交換
 - イ 保守委託契約に基づく適正な管理
 - ウ 中期修繕計画に基づく修繕積立及び実施
 - エ 会館維持に必要なその他修繕等の実施
 - オ 来館者に対する案内板の表示及び会館の環境美化

5-5-4 広聴活動等の実施＜広報委員会＞

会員の声を広聴するため、必要に応じて座談会やアンケート調査等を実施する。

5-5-5 新年賀詞交歓会の開催＜総務委員会＞

会員相互の新年を祝う会として新年賀詞交歓会を実施する。

5-5-6 表彰事業の実施＜総務委員会＞

次の表彰を実施する。

(1) 協会の主催する表彰

ア 優良従業員表彰

優秀な従業員を、会員から1社5名以内で推薦を受け、表彰する。

イ 永年勤続者表彰

協会の役員及び委員を誠実に永年勤続した功労者に対し、規則に基づき表彰する。

ウ 慶祝行事としてのお祝い品

還暦を迎えた会員代表者（1名）等に記念品を贈呈し、慶祝する。

(2) 叙勲・褒章・表彰等に関する推薦

叙勲・褒章及び東京都功労者表彰等について、受章候補者及び被表彰候補者を推薦する。

5-5-7 役員・委員の集い＜総務委員会＞ 隔年

今後の協会運営を円滑に進めるために、役員及び委員を対象として懇親を図るイベントを開催する。今年度は改選年に当たらないため計画しない。

5-5-8 福利厚生事業の実施＜総務委員会＞

全国協会が取扱う賠償責任保険（一般財団法人全国中小企業共済財団の生命共済制度、特定退職金共済制度、ビルメンテナンス賠償共済保険、AIUの災害補償制度及び賠償責任補償制度）に加入できる制度を整備し、会員の福利厚生に資する。

5-5-9 名簿等の作成＜総務委員会＞

会員の交流と利便性の向上に資するよう会員名簿を作成する。

5-5-10 役員立候補者の資格等審査に関する事項の実施

＜役員立候補者資格等審査委員会＞

役員立候補者の資格等の審査に関する事務を適正に実施する。

5-5-11 協会周年事業

令和4年度に協会創立60周年事業を完了したため、今年度は計画しない。